
奨学金事業への理解を深めていただくために

[奨学金事業に関するデータ集]

令和5年11月



目次

はじめに	2	総貸付残高と返還を要する債権額の推移	35
1. 理念		返還者数	36
奨学金事業の役割	4	返還者数の推移	37
奨学金事業の関係法令	5	延滞額	38
奨学金事業の沿革	6	延滞額の推移	39
給付奨学金制度の創設	7	新規返還者の初年度返還率	40
2. 事業の規模		新規返還者の初年度返還率の推移	41
給付実績（累計）	9	3か月以上の延滞者の人数	42
貸与実績（累計）	10	返還者数と延滞者数の推移	43
年間の事業規模（給付奨学金）	11	返還制度の改善	44
年間の事業規模（貸与奨学金）	12	6. セーフティネット	
奨学金事業予算	13	セーフティネット	46
奨学金の貸与・給付状況（実績）の推移	14	減額返還制度	47
奨学金の利用割合	15	減額返還承認件数の推移	48
学校種別貸与・給付状況	16	返還期限猶予制度	49
3. 給付奨学金		返還期限猶予承認件数の推移	50
給付奨学金の対象学校種・支援対象者の要件	18	7. 延滞した方への働きかけ	
給付奨学金の支給月額	19	延滞3か月まで	52
授業料等の免除・減額	20	延滞4か月から9か月まで	53
4. 貸与奨学金		延滞した場合の督促の流れ	54
貸与奨学金の種類	22	法的手続	55
貸与奨学金の選考基準	23	訴訟件数	56
貸与奨学金の貸与月額	24	法的手続の件数	57
機関保証制度	25	8. その他	
機関保証制度（保証料の目安）	26	住所不明者	59
第二種奨学金（有利子）の貸与利率	27	郵便物の返戻件数の推移	60
第二種奨学金（有利子）の貸与利率の推移	28	個人信用情報機関	61
5. 奨学金の返還		個人信用情報機関への登録件数の推移	62
返還の大切さ	30	特に優れた業績による返還免除制度	63
奨学金の返還	31	特に優れた業績による返還免除者数	
平均貸与総額・返還年数	32	・免除金額の推移	64
奨学金の返還例	33	学生支援寄附金	65
総貸付残高・返還を要する債権額	34	学生支援寄附金の受入金額の推移	66
		おわりに	67

はじめに

日本学生支援機構（JASSO）の奨学金に関しては様々な報道等がなされています。それらの中には、奨学金事業に対する誤解に基づく内容も散見されます。

JASSOでは、そのような報道等の影響により、奨学金を利用して大学等へ進学を希望していた学生・生徒の方々が、過度に不安感を煽られ、進学すること自体を諦めてしまわないかと懸念しています。

また、「次元の異なる少子化対策」の重要な施策の一環として、少子化の大きな理由とされる教育費の負担軽減が挙げられ、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、奨学金制度の一層の充実が求められています。

このような状況のもとで、奨学金事業についての理解を深めていただくため本データ集を更新いたしました。

本データ集が、奨学金事業について理解を深めていただく一助となれば幸いです。

1. 理念

教育の機会均等

JASSOの奨学金事業は、日本国憲法第二十六条第一項

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」

の定めによる「教育の機会均等」の理念の下、実施されている国の事業です。

意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により高等教育機関における修学が難しい学生等が進学を諦めることがないよう支援すること。それが奨学金事業に求められる役割です。

※ 機構における学生等とは、大学、短期大学、大学院、高等専門学校¹の学生並びに専修学校（専門課程）の生徒をいい、本資料においては、便宜的に「学生」といいます。

日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

二 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

三 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年六月十八日法律第九十四号）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

JASSOは、「教育の機会均等」の理念のもと、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な方に対し**国の奨学金事業等を実施するために設置された独立行政法人**です。

昭和18年10月 大日本育英会



昭和28年8月 日本育英会



平成16年4月 日本学生支援機構

国の奨学金事業のはじまりは、昭和18年10月に創設された「大日本育英会」にまでさかのぼります。

昭和19年4月29日には、天皇陛下（昭和天皇）から金100万円のご内帑金がお下賜され、これらの資金を基として奨学金事業がはじまりました。

「教育の機会均等」の理念のもと実施されてきた奨学金事業は、平成16年4月に独立行政法人として設立されたJASSOに引き継がれています。

平成29年度 給付奨学金制度創設



令和2年4月 修学支援新制度開始

「教育の機会均等」の理念のもと、JASSOに引き継がれた奨学金事業において、近年大きな変化がありました。

社会情勢や学生支援に対するニーズを踏まえ、平成29年度に、従来の貸与奨学金に加え、原則として返還の必要のない給付奨学金制度が創設されました。

また、令和2年度から開始された「高等教育の修学支援新制度」により、給付奨学金は大幅に拡充されています。

2. 事業の規模

56万人

4,405億円

平成29年度から令和4年度までの6年間に、JASSOが奨学金を給付した学生数※と給付金額の累計です。

給付奨学金事業は、制度創設以降、真に支援が必要な世帯の学生・生徒の高等教育機関への進学を後押ししてまいりました。

※ 「奨学金を給付した学生数」は、延べ人数です。

1,485万人

24兆円

昭和18年度から令和4年度までの80年間に、JASSO（大日本育英会、日本育英会を含む）が
奨学金を貸与した学生数※と貸与金額の累計です。

貸与奨学金事業は、これまで多くの学生を支援し、我が国の高等教育を支えてまいりました。

※ 「奨学金を貸与した学生数」は、延べ人数です。

34万人

1,507億円

令和4年度は、34万人の学生に1,507億円の奨学金を支給しました。

113万人

8,477億円

令和4年度は、113万人の学生に8,477億円の奨学金を貸与しました。

※ 「学生数」は、第一種奨学金、第二種奨学金の両方を利用していた場合、2人と計上しています。

【予算額】

区 分		令和5年度	
事業費合計 (A+B+C)		11,508億円	
給付奨学金 (A)		2,601億円	
第一種奨学金 (B)		2,958億円	
第二種奨学金 (C)		5,949億円	
財源	給付	学資支給金補助金	2,601億円
	第一種	政府貸付金	1,003億円
		財政融資資金	12億円
		返還金	2,528億円
	第二種	財政融資資金	5,869億円
		財投機関債	1,200億円
		民間資金借入金	1,510億円
		返還金	6,338億円

※ 上記貸与奨学金（第一種〔無利子〕・第二種〔有利子〕）は、財政融資資金等償還金（9,553億円）を減じた金額です。

※ 合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

【予算人員】

区 分	令和5年度
合 計	177.1万人
給付奨学金	57.5万人
第一種奨学金	50.3万人
第二種奨学金	69.3万人

※ 合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

令和5年度予算として、奨学金事業に1兆1,508億円、人数にして177.1万人規模の支援を予定しています。

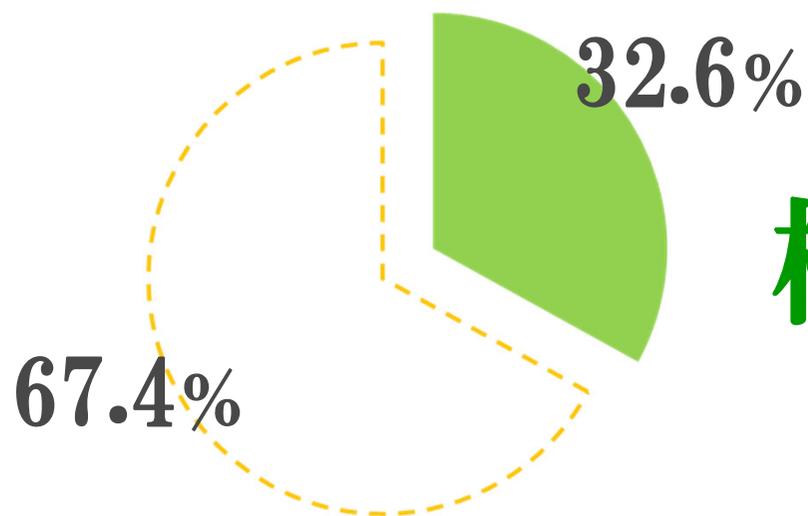
奨学金の貸与・給付状況（実績）の推移

	貸与金額		貸与人数			給付金額	給付人数	
	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	合計			
平成24年度	1兆0,815億円	2,676億円	8,139億円	1,319千人	402千人	917千人	-	-
25	1兆0,933億円	2,811億円	8,123億円	1,339千人	427千人	912千人	-	-
26	1兆0,805億円	3,011億円	7,794億円	1,336千人	462千人	874千人	-	-
27	1兆0,638億円	3,158億円	7,480億円	1,324千人	487千人	837千人	-	-
28	1兆0,465億円	3,225億円	7,240億円	1,310千人	500千人	810千人	-	-
29	1兆0,156億円	3,329億円	6,827億円	1,292千人	520千人	772千人	13億円	2千人
30	9,874億円	3,473億円	6,400億円	1,276千人	548千人	728千人	79億円	20千人
令和元年度	9,720億円	3,577億円	6,143億円	1,270千人	568千人	702千人	139億円	37千人
2	8,996億円	2,901億円	6,095億円	1,199千人	486千人	713千人	1,231億円	277千人
3	8,664億円	2,781億円	5,883億円	1,159千人	473千人	686千人	1,437億円	322千人
4	8,477億円	2,723億円	5,754億円	1,132千人	467千人	665千人	1,507億円	337千人

※ 上記の「貸与金額」及び「貸与人数」には、海外留学奨学金分を含んでいます。

※ 「貸与人数」は、第一種奨学金、第二種奨学金の両方を利用していた場合、2人と計上しています。

令和2年4月から始まった「高等教育の修学支援新制度」により、給付奨学金が拡充され、給付人数が増加しています。



概ね3人に1人

令和4年度には、高等教育機関^{※1}の学生（365万人^{※2}）のうち、119万人^{※3}がJASSOの奨学金を利用（支給または貸与）しました。

概ね3人に1人の学生がJASSOの奨学金を利用していることになり、奨学金事業は我が国の重要な社会インフラといえます。

※1 ここでは、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専門課程）を指しています。

※2 「学生数」は学校基本調査報告書及びJASSOの調査によります。

※3 令和4年度中に給付及び貸与奨学生として支給または貸与を受けた学生数（人）の計です。

令和4年度

	全学生数 (A)	奨学生数 (B)	利用割合 B/A
大学	2,732,688人	882,739人	32.3%
短期大学	111,161人	38,862人	35.0%
大学院	216,528人	44,917人	20.7%
高等専門学校	56,171人	4,485人	8.0%
専修学校 (専門課程)	529,567人	216,347人	40.9%
合計	3,646,115人	1,187,350人	32.6%

※ 「全学生数」は学校基本調査報告書及びJASSOの調査によります。

3. 給付奨学金

令和2年4月から「高等教育の修学支援新制度」が始まりました。真に支援が必要な低所得者世帯の方に対して、授業料等減免制度の創設と併せて給付奨学金が拡充されました。

対象となる学校種 ※1

大学・短期大学・高等専門学校（4～5年生）・専修学校（専門課程）

支援対象者の要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の人

一定の成績を修めていることまたは進学先で学ぶ意欲があること※2等

※1 対象となる学校は、文部科学省のホームページで確認してください。

※2 学修意欲等の確認は、高等学校等において面談の実施またはレポートの提出等により行います。

給付奨学生として採用されてから卒業する（修業年限の終期）まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、学校の設置者及び通学形態により定まる金額を、原則毎月支給します。

支給月額（住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合）※1 ※2

学校種	設置者	自宅通学※3	自宅外通学
大学・短期大学 ・専修学校（専門課程）	国公立	29,200円（33,300円）	66,700円
	私立	38,300円（42,500円）	75,800円
高等専門学校（4年・5年）	国公立	17,500円（25,800円）	34,200円
	私立	26,700円（35,000円）	43,300円

※1 毎年10月にマイナンバーにより取得した住民税情報等に基づき支給額の見直しを行います。

※2 第Ⅱ区分（年収の目安 ～約300万円）、第Ⅲ区分（年収の目安 ～約380万円）の支給月額はJASSOホームページで確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kingaku.html>

※3 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、（ ）内の金額となります。

給付奨学金の対象者は、別途、進学先の大学等に申し込むことで、授業料と入学金の免除・減額を受けることができます。

【参考】住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の免除・減額の年額

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専修学校（専門課程）	約7万円	約17万円	約16万円	約29万円

4. 貸与奨学金

貸与奨学金の種類

奨学金の種類	利子	貸与の方法	
第一種奨学金	無利子	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み
第二種奨学金	有利子	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み
入学時特別増額貸与奨学金	有利子	一時金	上記奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込み

※ 入学時特別増額貸与奨学金は、第一種奨学金（無利子）または第二種奨学金（有利子）に加えて、入学した月の分の奨学金の月額に一時金として増額して貸与する有利子の奨学金です。

貸与奨学金については、貸与終了後に返還の義務が発生します。

利子のつかない第一種奨学金と、利子のつく第二種奨学金があり、両方の貸与を受けることも可能です。

貸与奨学金の選考基準（予約採用）

貸与種別	学 力	年収・所得の上限額の目安 (4人世帯の場合)	
		給与所得世帯	給与所得以外の世帯
第一種奨学金	高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上	803万円程度	552万円程度
第二種奨学金	高等学校等における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である等	1,250万円程度	892万円程度

※ 第一種奨学金については、評定平均値が3.5未満でも、「生計維持者の貸与額算定基準額が0円である」、「生計維持者が生活保護を受給している」または「社会的養護を必要とする生徒（児童養護施設の入所者など）」のいずれかに該当し、学修意欲が学校で確認できた場合は申込み可能です。

選考では、人物・学力・家計について基準に基づき、総合的に判定します。

貸与月額

区 分		大 学				短期大学・専修学校（専門課程）			
		国公立		私立		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種 奨学金	最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	最高月額 以外の月額		40,000円	40,000円	50,000円		40,000円	40,000円	50,000円
		30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円
第二種奨学金		20,000円～120,000円（10,000円単位）							

※ 第一種奨学金の「最高月額」は、別に定める基準を満たしている場合に選択が可能です。

第一種奨学金については、学校種、設置者、通学形態別により貸与月額が定められています。

第二種奨学金については、2万円～12万円の貸与月額のうち、必要とする額を1万円単位で選択できます。

機関保証

貸与奨学金を利用する場合は、必ず連帯保証人と保証人を立てなければならないと誤解されていませんか。そのようなことはなく、連帯保証人等を立てる「人的保証」と、「機関保証」から選択できます※。

機関保証とは、貸与期間中（在学中）に**一定の保証料を支払うことにより**、将来、**万が一延滞した際に**、**保証機関**（公益財団法人 日本国際教育支援協会）が返還者に代わってJASSOへ返還（代位弁済）する制度です。

代位弁済後も、返還者は保証機関に対して責任を持って返還する必要がありますが、この制度を選択する場合には、連帯保証人（父母等）や保証人（おじ・おば等）を立てる必要がありません。

「連帯保証人や保証人を頼みづらい」という方、「自分の意志と責任において奨学金を申し込みたい」という方は、この制度を選択することができます。

令和4年度に、機関保証を選択した人は半数を超えています（53.3%）。

※ 海外留学奨学金の第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）・第二種奨学金（海外）は、「機関保証」と「人的保証」の両方の保証への加入が必要です。

第一種奨学金〔大学（学部）で48か月貸与を受けた場合〕

区分		貸与月額	保証料月額 の目安	
大 学	国・公・私立／自宅・自宅外共通		30,000円	947円
	国・公立	自宅	45,000円	1,515円
		自宅外	51,000円	1,821円
	私立	自宅	54,000円	1,928円
		自宅外	64,000円	2,666円

第二種奨学金〔大学（学部）で48か月貸与を受けた場合〕

区分	貸与月額	保証料月額 の目安
大 学	30,000円	1,134円
	50,000円	2,145円
	80,000円	4,392円
	100,000円	5,491円
	120,000円	6,589円

- 保証料は、貸与月額、貸与月数、返還期間、貸与利率（第二種奨学金）等により異なります。
- 第二種奨学金の貸与利率は変動するため、上記の金額とは異なる場合があります。上記の保証料月額は、令和5年度採用者の目安です。
- 保証料は、原則としてJASSOが貸与期間中に振り込む毎月の奨学金から差し引く形で徴収し、保証機関に支払います。

機関保証を利用するメリットは、**自らの意志と責任において奨学金の申込みができることと、低廉な保証料**で保証が受けられることです。

利率固定方式 **0.905%**

利率見直し方式 **0.300%**

令和5年3月に貸与を終了した場合の、**第二種奨学金（有利子）の貸与利率**です。

この利率は、JASSOが**国から借り入れた財政融資資金を償還する時の利率と同率**で設定されます。

JASSOは、返還された利子をそのまま国へ償還しています。そのため、**この利子によってJASSOが得る利益は一切ありません。**

※ 利率見直し方式は、概ね5年毎に見直された利率が適用されます。

第二種奨学金（有利子）の貸与利率の推移

貸与終了年月	利率固定方式	利率見直し方式
平成25年3月	1.08%	0.20%
平成26年3月	0.82%	0.20%
平成27年3月	0.63%	0.10%
平成28年3月	0.16%	0.10%
平成29年3月	0.33%	0.01%
平成30年3月	0.27%	0.01%
平成31年3月	0.14%	0.01%
令和2年3月	0.07%	0.002%
令和3年3月	0.268%	0.004%
令和4年3月	0.369%	0.040%
令和5年3月	0.905%	0.300%

第二種奨学金の利率は、低水準で推移しています。

5. 奨学金の返還

返還金 = 次世代の奨学金

返還金は、次世代の学生の奨学金の原資となります。そのため、確実に返還いただかなくては制度を維持することができません。

したがって、JASSOは、

- 返還できる方からは、約束どおり返還いただき
- 返還が困難な方には、セーフティネットを活用いただき、返還できるようになってから返還いただく

ことが、大切なことであると考えています。

なお、一般的には、借りた金銭を返す行為は「返済」と表現されますが、JASSOの貸与奨学金については、資金を循環させながら事業を実施していくことから、「めぐってもとにもどる」という意味を持つ「還」の文字を含む「返還」と表現しています。

返還開始時期

貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります。

口座振替（リレー口座）による返還

奨学金の返還は、毎月27日に口座からの振替（引き落とし）により行います。

返還方法

平成29年度以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方は、申込時に「定額返還方式」または「所得連動返還方式」のいずれかを選択します。

第二種奨学金については、「定額返還方式」のみとなります。また、貸与終了の翌月1日から利子が発生します。

保証制度

奨学金の貸与を受けるにあたって、「機関保証」または「人的保証」のいずれかの保証を選択する必要があります。

機関保証は、保証機関に保証料を支払うことによって連帯保証を受けられます。

人的保証は、連帯保証人及び保証人を選定します。

- ※ 海外留学奨学金の第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）・第二種奨学金（海外）は、「機関保証」と「人的保証」の両方の保証への加入が必要です。
- ※ 連帯保証人は、奨学金の返還について、本人と同等の責任を負います。
- ※ 保証人には、「分別の利益」（保証人の返還すべき金額は、本人が返還すべき返還未済額の2分の1（第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の場合は3分の1）となること）等が適用されます。

第一種奨学金 **216万円** 平均返還年数 **14年**

第二種奨学金 **337万円** 平均返還年数 **17年**

令和4年3月に貸与が終了した奨学生(大学(学部)) の、1人当りの平均貸与総額及び平均返還年数です。

JASSOの奨学金は、

- 本当に必要な最小限の金額はいくらなのか
- いくらのお金を借りたら、卒業後、何年間かけて、毎月いくら返すのか

を十分に考え、返還について理解した上で、貸与月額を選択していただく仕組みとなっています。

第一種奨学金（無利子）（定額返還方式の場合）

私立大学（学部、自宅通学）で月額54,000円の貸与を4年間（48か月）受けた場合

返還総額	月賦返還額	返還年数
2,592,000円	14,400円	15年

第二種奨学金（有利子）

月額80,000円を学部で4年間（48か月）貸与を受けた場合（利率固定方式0.905%〔令和5年3月貸与終了者〕）

返還総額	元金	利息	月賦返還額	返還年数
4,216,365円	3,840,000円	376,365円	17,568円	20年

毎月の奨学金の返還額（月賦返還額）や返還年数は、20年の期間内で貸与総額に応じて決定します。

総貸付残高

9兆円

返還を要する債権額

8兆円

令和4年度末時点で奨学金の総貸付残高は9兆4,613億円^{※1}となっています。また、このうち、卒業等により返還段階に入った返還を要する債権額は7兆5,587億円^{※2}です。

JASSOは、これだけ大きな金額の奨学金を確実に次の世代へと引き継ぐ使命を負っています。

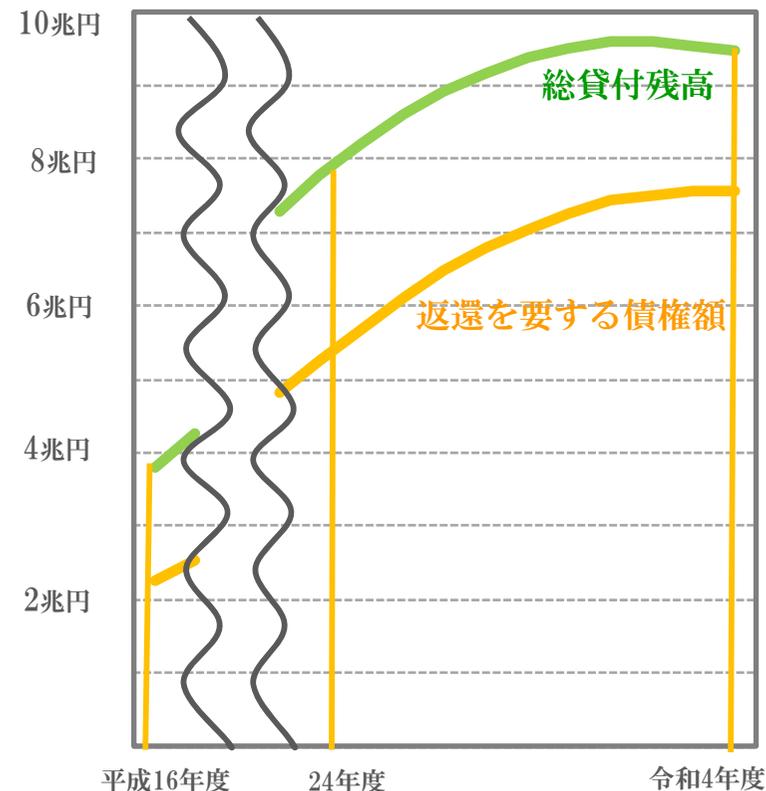
- ※1 大学等に在学中で現に奨学金の貸与を受けている学生への債権と、卒業等により返還段階に入った債権とを含む全債権の残高です。
- ※2 総貸付残高のうち卒業等により返還段階に入った債権の残高で、返還期限猶予中の債権を含みます。なお、大学等に在学中で、現に貸与を受けている学生への債権は含みません。

総貸付残高と返還を要する債権額の推移

	総貸付残高 ※1	うち返還を要する債権額 ※2
平成24年度末	7兆7,656億円	5兆2,547億円
25	8兆2,126億円	5兆6,878億円
26	8兆6,042億円	6兆1,018億円
27	8兆9,232億円	6兆4,803億円
28	9兆1,793億円	6兆7,872億円
29	9兆3,743億円	7兆0,498億円
30	9兆5,067億円	7兆2,617億円
令和元年度末	9兆6,067億円	7兆4,240億円
2	9兆5,920億円	7兆5,134億円
3	9兆5,356億円	7兆5,556億円
4	9兆4,613億円	7兆5,587億円

	総貸付残高 ※1	うち返還を要する債権額 ※2
平成16年度末	3兆7,997億円	2兆2,568億円

総貸付残高と返還を要する債権額の推移



※1 大学等に在学中で現に奨学金の貸与を受けている学生への債権と、卒業等により返還段階に入った債権とを含む全債権の残高です。

※2 総貸付残高のうち卒業等により返還段階に入った債権の残高で、返還期限猶予中の債権を含みます。なお、大学等に在学中で、現に貸与を受けている学生への債権は含みません。

JASSOが発足した平成16年度と比較して、総貸付残高は2.5倍、うち返還を要する債権額は3.3倍になっています。

483万人

令和4年度末時点で既に奨学金の返還を開始している返還者の数※です。

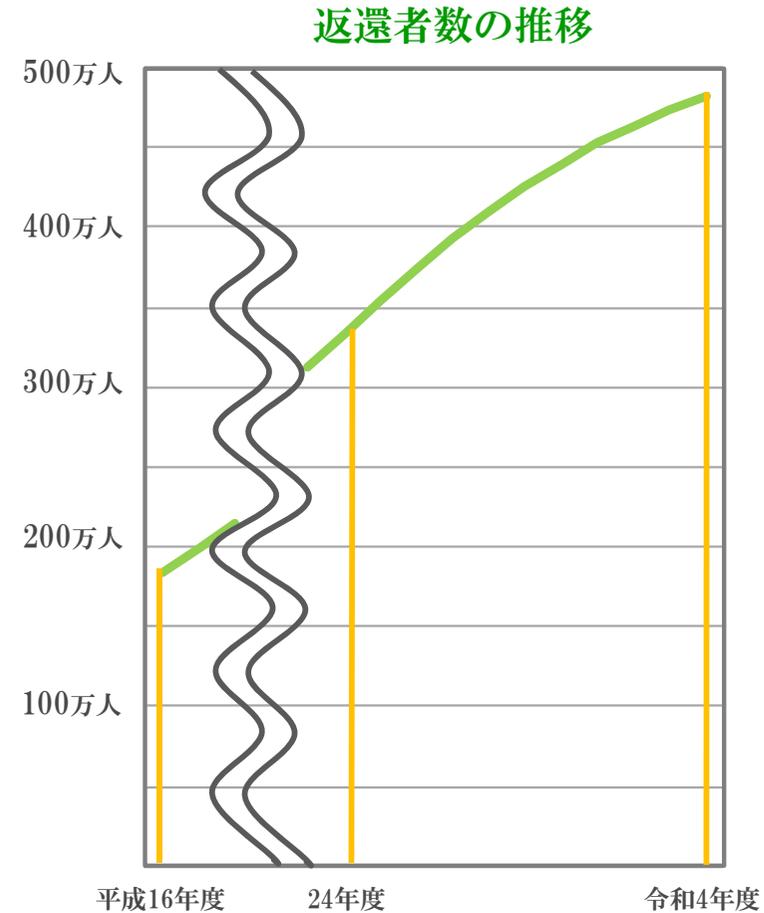
先輩奨学生（返還者）が奨学金を返還することによって、多くの後輩奨学生へ奨学金を繋ぐことができます。

※ 卒業等により返還段階に入った方の人数で、返還期限猶予中の方を含みます。大学等に在学中で現に貸与を受けている学生の方は含みません。

	返還者数
平成24年度	333万4千人
25	353万5千人
26	374万1千人
27	392万8千人
28	409万5千人
29	425万9千人
30	440万0千人
令和元年度末	453万2千人
2	463万0千人
3	473万0千人
4	483万1千人

【参考】

	返還者数
平成16年度末	184万8千人



JASSOが発足した平成16年度と比較して、**返還者数は2.6倍**になっています。

JASSOは、年々返還者数が増加する中、業務の効率化を図りながら、奨学金を次の世代へ繋げられるよう努めています。

752億円

令和4年度末時点の奨学金の延滞額※です。

残念ながら、これだけの金額が、延滞状態になっています。

奨学金の原資は、返還金や国民の皆様が納めた税金等による公的資金です。これらの延滞額の返還がなければ、国民の皆様の負担による補填や、将来の若者への貸与規模の縮小に繋がりがねません。

- ※ 当該年度末時点で1日以上未返還となっている返還期限が到来した割賦金の合計です。返還期限が到来していない割賦金は含まれていません。
- ※ 延滞額には、振替口座の残高不足等によりうっかり延滞してしまった割賦金も含まれています。その後の入金や返還期限猶予等の申請により、多くが延滞を解消しており、この額がそのまま回収不能になるものではありません。

	延滞額	【参考】 返還を要する債権額
平成24年度	925億円	5兆2,547億円
25	957億円	5兆6,878億円
26	898億円	6兆1,018億円
27	880億円	6兆4,803億円
28	866億円	6兆7,872億円
29	854億円	7兆0,498億円
30	855億円	7兆2,617億円
令和元年度	841億円	7兆4,240億円
2	789億円	7兆5,134億円
3	755億円	7兆5,556億円
4	752億円	7兆5,587億円

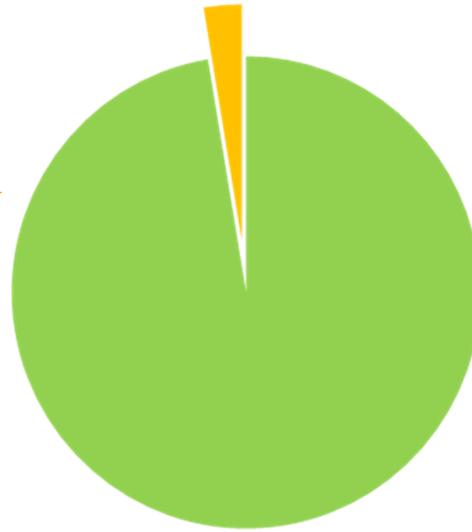
※ 「延滞額」とは、当該年度末時点で未返還となっている返還期日が到来した割賦金の合計です。

※ 「返還を要する債権額」とは、当該年度末における返還を要する債権のうち、期日未到来分を含みます。

返還を要する債権額が増加の一途を辿る一方で、延滞額は平成26年度以降、減少傾向にあります。

未返還となっている金額の割合

2.4%



返還率

97.6%

令和4年度の新規返還者の返還率※は、97.6%となっています。返還を要する金額に占める未返還となっている金額の割合は、わずか2.4%に過ぎません。

このように、大部分の方から約束どおり返還いただいております。また、返還が困難な事情がある場合には、減額返還制度や返還期限猶予制度を利用いただいております。

※ 令和4年度から新たに返還を始めた返還者の「令和4年度中に返還をしなければいけない割賦金」に対する「年度末までに返還された金額」の比率です。

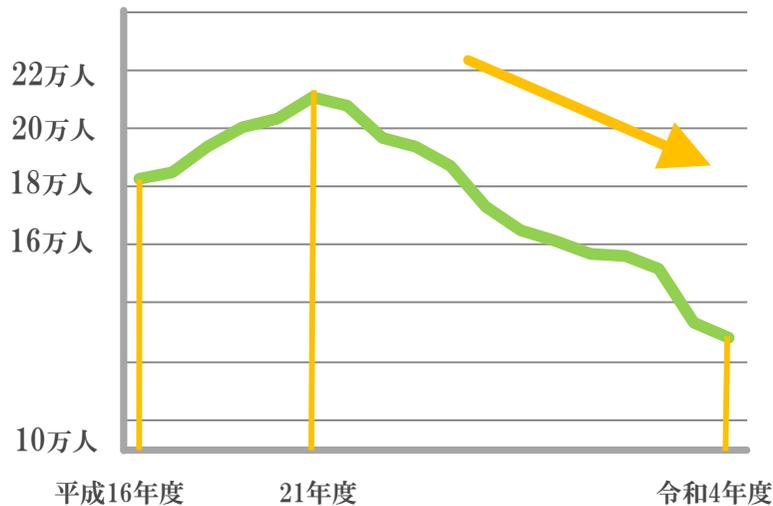
新規返還者の初年度返還率の推移

	要返還額 (A)	返還額 (B)	B/A
平成24年度	215億円	208億円	96.8%
25	228億円	221億円	97.0%
26	240億円	233億円	97.2%
27	246億円	239億円	97.4%
28	246億円	239億円	97.3%
29	245億円	239億円	97.4%
30	243億円	236億円	97.3%
令和元年度	237億円	231億円	97.5%
2	233億円	228億円	98.0%
3	220億円	216億円	98.0%
4	212億円	207億円	97.6%

【参考】

	要返還額 (A)	返還額 (B)	B/A
平成16年度	120億円	112億円	93.4%

新規返還者の返還率は、高い水準で堅調に推移しています。これは、**学校のご協力**のもと、奨学生の**奨学金制度に対する理解の促進**に努めてきた結果、新規返還者の制度への理解が進んできていることのあらわれだと考えています。



21万1千人
▼
13万1千人

3か月以上延滞した方の人数は、平成21年度末には21万1千人でしたが、以降大きく減少しており、令和4年度末には13万1千人となりました。

JASSOでは、次のような取組により、延滞者を減らすよう努めています。

- ① 減額返還制度や返還期限猶予制度などのセーフティネットの充実※
- ② 文書や電話での返還者への働きかけ（返還の督促やセーフティネットの案内）
- ③ 奨学金相談センターの設置による相談体制の充実 など

※ 減額返還制度（毎月の返還額を1/2にすることに加え、1/3にする制度の導入：平成29年度）、返還期限猶予制度（制限年数の延長（5年⇒10年）：平成26年度）など、返還者の負担軽減が図られてきました。

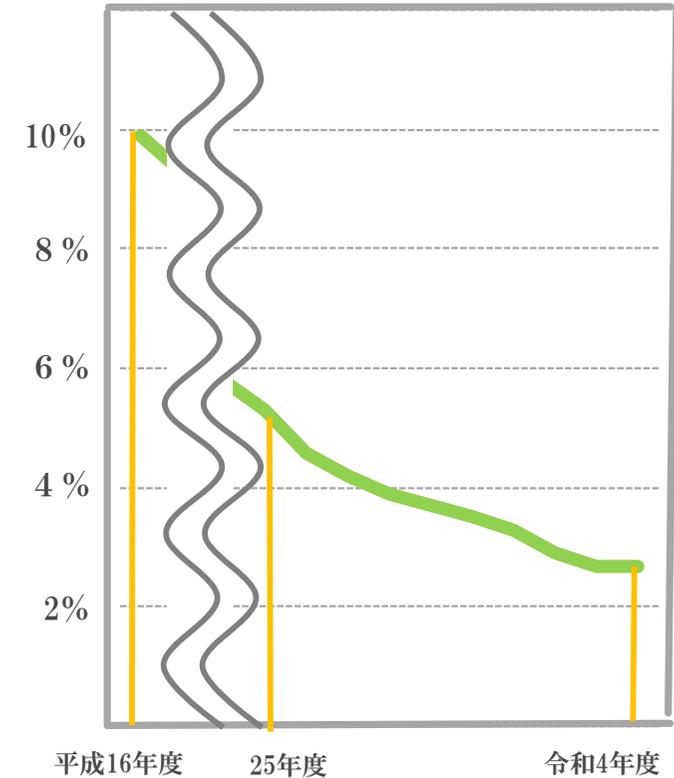
返還者数と延滞者数の推移

	返還者数 (A)	1日以上の 延滞者数 (B)	B/A	3か月以上の 延滞者数 (C)	C/A
平成24年度	333万4千人	33万4千人	10.0%	19万4千人	5.8%
25	353万5千人	33万4千人	9.4%	18万7千人	5.3%
26	374万1千人	32万8千人	8.8%	17万3千人	4.6%
27	392万8千人	32万8千人	8.3%	16万5千人	4.2%
28	409万5千人	33万5千人	8.2%	16万1千人	3.9%
29	425万9千人	33万6千人	7.9%	15万7千人	3.7%
30	440万0千人	33万9千人	7.7%	15万6千人	3.5%
令和元年度	453万2千人	32万7千人	7.2%	15万2千人	3.3%
2	463万0千人	29万1千人	6.3%	13万3千人	2.9%
3	473万0千人	29万5千人	6.2%	12万8千人	2.7%
4	483万1千人	31万6千人	6.5%	13万1千人	2.7%

【参考】

	返還者数 (A)	1日以上の 延滞者数 (B)	B/A	3か月以上の 延滞者数 (C)	C/A
平成16年度末	184万8千人	24万9千人	13.5%	18万3千人	9.9%

返還者に占める3か月以上延滞者の割合



全返還者に占める3か月以上の延滞者の割合は、平成16年度以降大きく減少しています。令和4年度末時点では、その割合は2.7%に過ぎず、ほとんどの方から、約束どおりの返還や返還期限猶予等の申請をいただいています。

「1日以上の延滞者数」には、振替口座の残高不足等によりうっかり延滞してしまった方も含まれています。そのような方も、その後の入金や返還期限猶予等の申請により、その多くが3か月以内に延滞を解消しています。

貸与奨学金をさらに返還しやすく

平成29年度以降に第一種奨学金に採用された方は、卒業後の所得に応じて無理なく返還できる「**所得連動返還方式**」※の選択が可能です。

所得連動返還方式

返す月額を毎年見直し※
所得に応じた月額で返還

例

年収：300万円 → 月額：約 **8,600円**
年収：450万円 → 月額：約 **15,400円**

特長

所得があまり高くない時でも無理のない月額で返還できるので、将来のリスクに備えられます。

定額返還方式

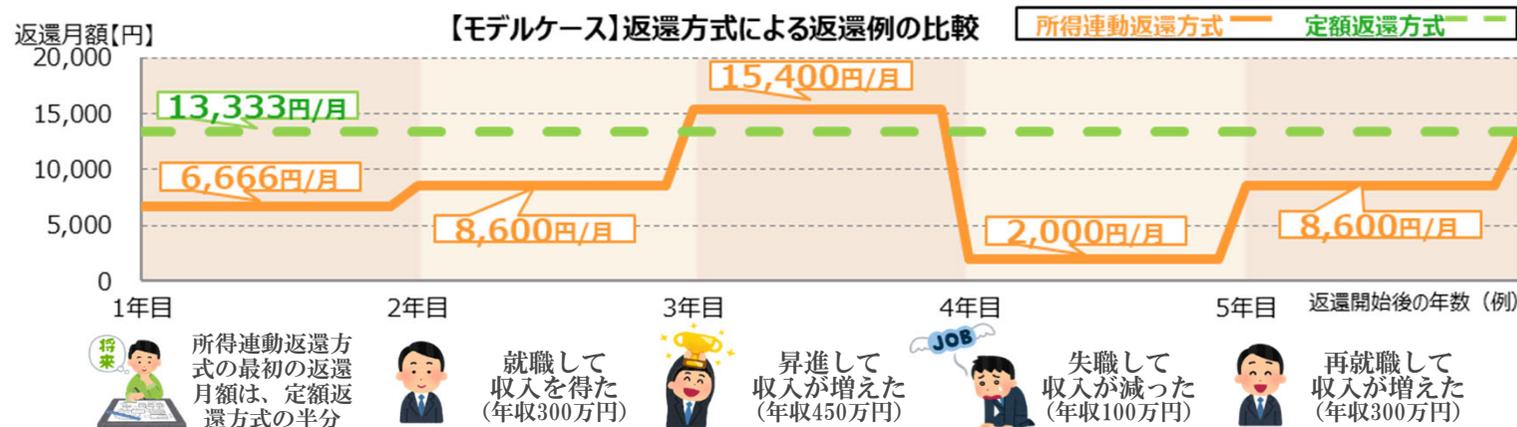
返還完了まで返す月額が同じ
借りの総額に応じた月額で返還

例

5万円を4年間（240万円）借りた場合
→月額：約 **13,333円**（15年間）

特長

最後まで同じ月額で返還するので、返還の計画がたてやすくなります。



※前年の所得に応じて毎年10月からの返還月額が変更になります。

6. セーフティネット

セーフティネット

奨学金を返還したくても、返還できない状況もあると思います。

そのような場合に備えて、次のようなセーフティネット（救済制度）が用意されています。

- ① 減額返還制度
- ② 返還期限猶予制度
- ③ 死亡・心身障害による返還免除制度

返還困難な事情がある場合には、放置せずに、必ずJASSOに相談いただき、延滞状態に陥る前に、これらのセーフティネットを活用いただきたいと思います。

割賦金額を1/2または1/3に減額

例えば、『毎月、15,000円を返還するのは厳しいな… 半分の7,500円（3分の1の5,000円）なら返せるのだけど…』ということもあると思います。そのような場合には、月々の割賦金額を1/2または1/3にする「減額返還制度」があります。

返還期限猶予制度と同様に、返還が困難である場合にはこの制度を利用することができます。

月々の返還額が少なくなる分、返還期間は長くなりますが、将来の返還の負担を小さくするためにも、活用いただきたいと思います。

- ※ 返還期間は長くなりますが、第二種奨学金（有利子）の利子の支払総額は変わりません。
- ※ 口座振替（リレー口座）未加入の方、延滞している方は利用できません。

減額返還承認件数の推移

	減額返還承認件数	1/2		1/3	
平成23年度	5,987件	5,987件	5,987件	-	-
24	10,664件	10,664件	10,664件	-	-
25	14,079件	14,079件	14,079件	-	-
26	16,017件	16,017件	16,017件	-	-
27	18,464件	18,464件	18,464件	-	-
28	21,013件	21,013件	21,013件	-	-
29	28,052件	16,448件	16,448件	11,604件	11,604件
30	29,564件	12,974件	12,974件	16,590件	16,590件
令和元年度	30,902件	11,489件	11,489件	19,413件	19,413件
2	33,824件	11,607件	11,607件	22,217件	22,217件
3	36,194件	11,776件	11,776件	24,418件	24,418件
4	37,608件	11,536件	11,536件	26,072件	26,072件

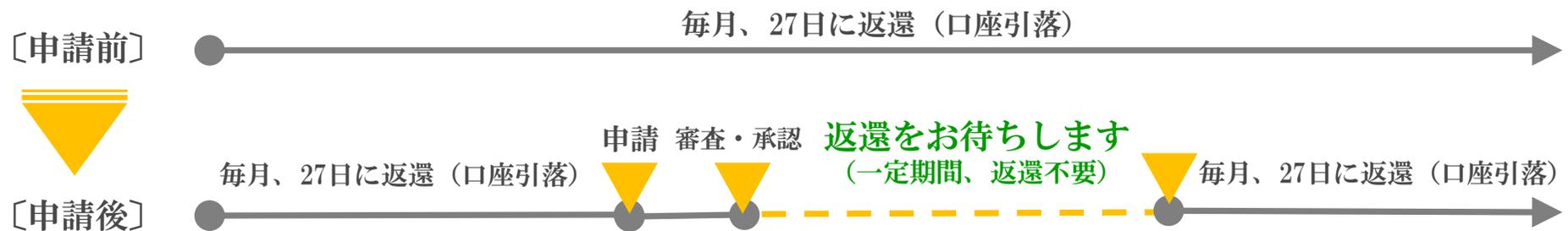
「減額返還制度」は、返還期限猶予制度と同様に、返還困難な事情がある場合に利用することができます。

制度を利用するためには、延滞する前にJASSOへ申請いただく必要があります。

一定期間返還をお待ちします

事情があって返還が困難な場合、奨学金の返還期限を先延ばしにして、一定期間、返還を止める制度があります。これが「返還期限猶予制度」です。

(制度のイメージ)



【このような場合に返還が猶予されます】

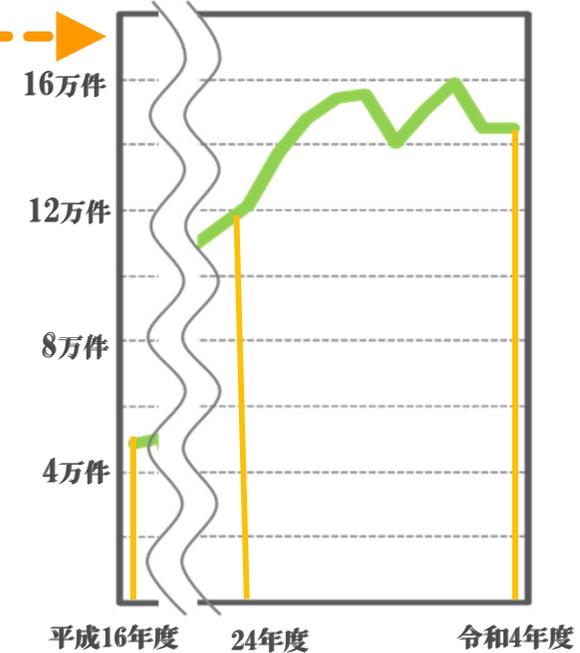
傷病、災害、生活保護受給中、入学準備中、失業中、経済困難、産前休業・産後休業または育児休業、在学中、海外留学中 など

- ※ 適用期間は**通算10年間が限度**ですが、次の場合は**制限年数はありません**。⇒傷病、災害、生活保護受給中、産休・育休など
- ※ 第二種奨学金（有利子）の場合、猶予されている期間は新たな利子は付加されません。

返還期限猶予承認件数の推移

	(参考) 平成 16年度	平成 24年度	25	26	27	28	29	30	令和 元年度	2	3	4
在学猶予	111,978	142,599	149,331	152,879	150,279	141,778	136,476	132,008	123,622	109,682	117,461	112,197
一般期限猶予	48,531	114,938	121,803	137,561	148,090	154,249	155,477	140,755	150,169	159,134	145,005	145,771
傷病	4,548	8,970	9,622	9,295	9,152	9,229	9,557	8,980	10,127	10,324	10,371	10,911
災害	789	1,123	769	551	329	678	242	151	161	117	55	70
生活保護	671	4,613	5,564	3,411	3,850	4,218	4,522	4,385	5,319	5,541	5,833	6,575
入学準備	3,142	827	598	518	399	422	311	260	285	157	130	89
経済困難等	39,381	99,405	105,250	123,393	133,337	137,411	137,453	122,940	129,114	136,639	121,436	120,622
猶予年限特例	-	-	-	393	1,023	2,291	3,392	4,039	5,163	6,356	7,180	7,504
合計	160,509	257,537	271,134	290,440	298,369	296,027	291,953	272,763	273,791	268,816	262,466	257,968

一般期限猶予件数の推移



「返還期限猶予制度」を利用するためには、原則、毎年、JASSOへ申請いただくことが必要です。

令和4年度には約15万件の一般期限猶予の申請を承認しました。このように、返還困難な事情のある多くの方に、この制度を活用いただいています。

7. 延滞した方への働きかけ

延滞3か月まで

奨学金の返還は、通常、毎月の口座引落としにより行います。

口座の残高が不足するなどにより引落としができなかった場合、延滞3か月までの間、毎月、

- 文書による返還の督促と返還期限猶予制度等の案内
- 電話による「引落としができなかった」旨や「返還困難な事情がある場合には相談いただきたい」旨等の案内

を行っています。

なお、引落としができなかった方の多くが、3か月以内に延滞を解消しています。

延滞4か月から9か月まで

多くの方が、入金やセーフティネットの活用により、3か月以内に延滞を解消します。

しかし、延滞期間がある程度長期化した場合には、個々の返還者の実情に合わせた対応が必要になります。

JASSOでは、延滞4か月から9か月までの間、個々の返還者の実情に合わせたきめ細やかな返還の案内ができるよう、債権回収会社（サービサー）に回収業務を委託して、

- 個別返還指導（文書、電話、訪問）
- 返還期限猶予制度の案内 等

を行っています。

〔督促等の流れのイメージ〕

文書や電話による働きかけ

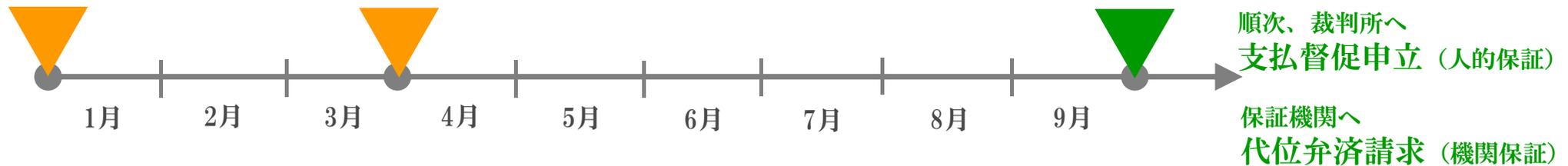
- ・振替口座への入金のお願い
- ・返還期限猶予制度の案内 等

債権回収会社への業務委託

- ・個別返還指導（文書、電話、訪問）
- ・返還期限猶予制度の案内 等

支払督促申立予告（人的保証）

催告書（機関保証）



返還が滞っている方への働きかけは、その延滞期間に応じて段階を踏みます。ある日、突然に裁判所への手続を行う、代位弁済請求を行うことはありません。

JASSOでは、返還できない事情がある場合には、法的手続や代位弁済請求に至る前に、必ずJASSOに相談いただきたいと思っています。

法的手続

人的保証を選択した方については、文書や電話による働きかけや、債権回収会社による個別返還指導を経ても、連絡が取れず、入金も返還期限猶予の申請もない場合、**法的手続**を実施します。

ただし、延滞9か月を超えたからといって、直ちに裁判所への手続きに入る訳ではありません。必ず、**事前に「裁判所へ支払督促申立をする」旨を予告**する文書をお送りしています。それでも延滞解消が見込める入金がない場合や返還期限猶予の手続きがない場合には、裁判所への手続きを行うことになります。

返還できない事情がある場合には、このような状況になる前に、必ずJASSOに相談いただきたいと思っています。

3,716件

令和4年度中に訴訟※へ移行した件数です。

訴訟へ移行しても、多くの場合、分割返還による和解で解決しています。

「訴訟」というと、非常に厳しいものを感じられるかもしれませんが、実態としては、延滞した方が、改めて返還していただくための再スタートの機会となっています。

※ ここでいう「訴訟」とは、JASSOが裁判所へ支払督促を申し立てた後に、債務者が裁判所へ異議申立をしたことにより通常訴訟へ移行したものを指しています。

	返還者数 (A)	法的手続の件数 (単位：債権)			
		支払督促申立 (B)		異議申立 (C)	
		JASSOが、裁判所に対して支払督促申立をした件数	B/A	裁判所からの支払督促に対し、返還者が異議申立を行い、通常の訴訟へ移行した件数	C/A
平成20年度	253万8千人	2,173件	0.09%	1,504件	0.06%
21	273万1千人	7,713件	0.28%	4,233件	0.15%
22	292万0千人	7,390件	0.25%	4,143件	0.14%
23	311万7千人	10,005件	0.32%	5,946件	0.19%
24	333万4千人	9,583件	0.29%	6,193件	0.19%
25	353万5千人	9,043件	0.26%	6,082件	0.17%
26	374万1千人	8,495件	0.23%	5,039件	0.13%
27	392万8千人	8,713件	0.22%	5,432件	0.14%
28	409万5千人	9,106件	0.22%	5,845件	0.14%
29	425万9千人	8,659件	0.20%	5,470件	0.13%
30	440万0千人	8,068件	0.18%	5,293件	0.12%
令和元年度	453万2千人	7,793件	0.17%	5,260件	0.12%
2	463万0千人	6,652件	0.14%	4,713件	0.10%
3	473万0千人	6,297件	0.13%	4,854件	0.10%
4	483万1千人	5,159件	0.11%	3,716件	0.10%

各種行政機関などからの指摘もあり、返還金という次世代の奨学金の原資を確保するため、JASSOでは平成20年度以降、法的手続の早期化を図ってまいりました。

8. その他

17万4千件

返還中の方には転居に際してJASSOへの届出の義務があります。

しかしながら、JASSOへの届出を失念されている場合があります。この場合、郵便物が“転居先不明”などの理由でJASSOに返送されます。このような形で返送される件数は、年間で17万4千件にも上ります（令和4年度実績）。

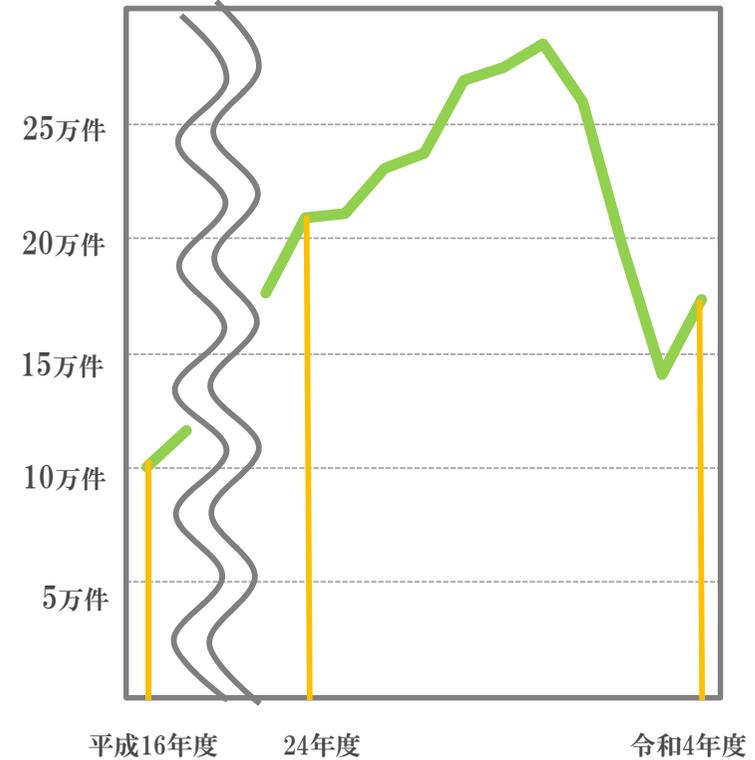
JASSOからお送りする郵送物は、返還を督促する文書だけではありません。返還困難な方への返還期限猶予制度等の案内などもあります。

通知が届かないことによる延滞などを防ぐためにも、転居した場合には、必ず、新しい住所を届け出ていただく必要があります。

郵便物の返戻件数の推移

	返戻件数	
	JASSOが、各種郵便物を発送した際に、転居先不明等の理由で郵便局から返送された件数	
平成24年度		209,005件
25		211,165件
26		230,885件
27		237,301件
28		269,069件
29		274,521件
30		284,926件
令和元年度		259,453件
2		197,195件
3		141,105件
4		173,758件

郵便物の返戻件数の推移



【参考】

	返戻件数	
	JASSOが、各種郵便物を発送した際に、転居先不明等の理由で郵便局から返送された件数	
平成16年度		100,561件

JASSOから郵送した文書が“**転居先不明**”等で返送された場合、JASSOは、その返還者の方の住所を調査することになりますが、そのための費用は、国の負担となります。

コールセンターや、インターネット（スカラネット・パーソナルサイト）からも住所変更の届出手続きができるようになっていますので、必ず、届け出ていただきたいと思います。

個人情報情報機関の利用

JASSOが利用している個人情報情報機関は、クレジットカードを作ったり、携帯電話を分割払いで購入したりする際に登録される機関と同じ機関です。

一般的に、金融機関等でローン等の契約をする場合、延滞の有無に関係なく、契約時に個人情報を登録しますが、JASSOの場合は、**事前に登録に関する注意喚起や警告を通知したうえで、延滞3か月以上になった場合に限り登録をしています。**個人情報情報機関に登録されている借用情報を入手し、**奨学金採用時の与信判断に利用することはありません。**

また延滞情報を登録した後で延滞を解消した場合には、「延滞を解消し、約束どおり返している」という情報が登録されることとなります。

延滞した際の登録は、延滞に対するペナルティではなく、奨学金を延滞している返還者の方が、他の金融機関から重複して過剰に借り入れてしまうような**多重債務化を防ぐため**に実施しているものです。

個人信用情報機関への登録件数の推移

(債権数)

	個人信用情報機関 への登録件数※1	【参考】同意書提出者数※2
平成24年度	9,871件	1,417,952件
25	13,047件	1,825,875件
26	17,279件	2,218,406件
27	20,350件	2,599,974件
28	21,242件	2,955,034件
29	25,288件	3,296,188件
30	26,687件	3,617,215件
令和元年度	29,781件	3,918,318件
2	24,327件	4,171,341件
3	24,806件	4,409,440件
4	28,844件	4,615,512件

※1 各年度中に、新たに個人信用情報機関に個人情報を登録した件数です。

※2 3か月以上延滞した場合に個人信用情報機関へ個人情報を登録される旨の「同意書」を提出した要返還者の債権数で、各年度末時点での数値を集計しています。

個人信用情報機関への登録は、その旨を**同意した方のみが対象**となります。平成21年度以降に奨学金の貸与を受けた奨学生から「同意書」の提出が必要となりました。それ以前の採用者で「同意書」を提出していない奨学生は、登録の対象とはなりません。

特に優れた業績による 返還免除

6,803人
88億円

令和4年度に「特に優れた業績による返還免除制度」により、奨学金の返還が免除となった学生数とその金額です。

この制度は、大学院（修士・専門職・博士）の第一種奨学金を利用し、在学中に特に優れた業績を挙げた学生に対して、貸与した奨学金の一部または全部を免除する制度です。

貸与期間終了時に、本人からの申請と学校長からの推薦により、特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した者に対して返還を免除する制度で、結果的に給付奨学金としての意味合いを持つものになります。

特に優れた業績による返還免除者数・免除金額の推移

	免除者数	免除金額
平成24年度	9,048人	125億円
25	9,670人	130億円
26	9,472人	126億円
27	9,188人	122億円
28	8,641人	115億円
29	8,096人	106億円
30	7,759人	102億円
令和元年度	7,568人	92億円
2	7,473人	91億円
3	7,197人	91億円
4	6,803人	88億円

この制度は、**大学院進学へのインセンティブの付与**、**大学院生の質的向上等**の観点から、平成16年度の採用者から適用されている制度です。近年では毎年度、人数で約7千人、金額にして約90億円の規模で返還を免除しています。

いただいたご寄附

年間 約1億7千万円

令和4年度中にJASSOが元奨学生の方等からいただいた、**寄附金（学生支援寄附金）**の金額です。

毎年、全額を返還し終えた多くの元奨学生の方々から、**感謝の言葉を添えて、たくさんのご寄附**をいただいています。

これらの寄附金は、自然災害等で被災した学生の学業継続の支援、児童養護施設等の生徒への大学等受験料の支援などに活用しています。

平成16年度から令和4年度までの19年間の

	学生支援寄附金 受入金額
平成24年度	1億 658万円
25	2億 281万円
26	9,312万円
27	2億2,179万円
28	2億7,596万円
29	5億3,371万円
30	2億1,749万円
令和元年度	5億2,327万円
2	15億 765万円
3	8億6,813万円
4	1億7,471万円

平均寄附金受入額

約2億9千万円/年

寄附金による学生支援事業の例

○被災した学生等の学業継続支援（JASSO災害支援金）
（平成26年度創設）

自然災害等により被災した学生等が学業を継続するための支援金（10万円/人）を支給

⇒〔令和4年度支援実績〕245人

○児童養護施設等の生徒への受験料等支援
（令和5年度創設）

社会的養護のもとで育った生徒が大学等への進学をあきらめることのないようにするため、児童養護施設等に在籍し、令和6年3月に高等学校等を卒業予定である生徒に対し、受験に要する諸費用を支援（20万円/人）

（予算額）

5億円

（募集期間）

令和5年5月～令和6年2月

元奨学生の方々の奨学金への想いや篤志家の方々の学生を支援したいという気持ちが寄附金となってJASSOに届いています。

おわりに

様々な報道等をご覧になって、奨学金制度について誤解されていた方も多いのではないのでしょうか。

返還中の方全体に占める延滞者の割合はわずかであり、延滞率は近年大きく減少しているところです。

奨学金を返したくても返せない、そのような時には減額返還制度や返還期限猶予制度があります。また、給付奨学金の拡充や、貸与奨学金をさらに返還しやすくする所得連動返還方式の導入など、制度の改善も行われています。

高等教育費の負担や奨学金の返還などが、少子化の大きな要因となっているとの考え方も報道などで紹介されますが、今後、制度の見直しが適切に図られていくためには、奨学金事業の現状や果たしてきた役割について、データをもとに理解を深めていただくことが必要と考えます。

これまで、JASSOは多くの学生の皆さんを経済的に支援することで、我が国の高等教育を支えてまいりました。卒業後は、ほとんどの方から約束どおり返還いただいております。次世代の若者へ奨学金を提供しています。これからも、JASSOは国の奨学金事業の実施機関として、適切な事業運営に努めてまいります。